

大阪府弓道連盟 全日本弓道遠的選手権大会選手選考規則

(目的)

第1条 この規則は、全日本弓道遠的選手権大会（以下「本大会」と言う）に出場する選手の公正かつ公平な選考を行なうための基準および手続き等を定めることを目的とする。

(全日本弓道遠的選手権大会選手の参加資格)

第2条 大阪府弓道連盟（以下「本連盟」と言う）は、弓道遠的競技の最高峰に位置づけられる本大会に相応しい実力のある選手を決定するための選考を実施するものとし、その参加資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本連盟の会員であること。
- (2) 公益財団法人全日本弓道連盟のID番号を有していること。
- (3) 本大会実施要項に基づく参加資格、参加条件を満たす者。
- (4) 出場選手候補として決定後、本大会に参加できること。

(選考方法)

第3条 選手の選考は、前条に規定する参加資格を満たし、本大会出場の意向を持つ者を対象に、大阪府代表選手選考会を実施して行なうものとする。

選手選考会は、本連盟の年間行事予定に基づき開催し、その成績により本大会実施要項による参加可能人数を選考するものとる。

(選考基準)

第4条 選手の決定にあたっては、次条に定める選考委員会において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行なう。

- (1) 選手選考会における遠的競技の成績
- (2) 競技における射形、射術、体配、的中など技術面の評価
- (3) 射品、射格などの精神面の評価
- (4) 本大会での入賞の可能性
- (5) 本連盟の規約に照らして、大阪府の選手として品位を損なわない者

(選考委員会)

第5条 選手の選考は、選考委員会により行なう。

- 2 選考委員会は、本連盟の会長、副会長および会長が指名する本連盟役員経験者により構成するものとする。
- 3 選考委員会においては、前条の選考基準をもとに、総合的に判断して、男子および女子の選手を選考し、大阪府代表選手として決定する。
- 4 選考委員会は、前項により決定された者が大阪府弓道連盟倫理規程に違反していることが判明した場合は、選手の決定を取り消す等の措置を取ることができる。

(欠員等の補充等)

第6条 選手の決定後に選手が欠員となり補充が可能な場合、改めて選考委員会を開催し、補充の選手を選考、決定するものとする。

(その他)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が常任理事会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、令和5年 7月 1日から施行する。